

## 平成 26 年度 第 1 回長野市個人情報保護審査会概要

【日 時】 平成 26 年 5 月 12 日（月）午後 3 時 30 分～5 時

【場 所】 長野市役所 第 2 委員会室（第 1 庁舎 8 階）

【出席者】 委員 栗林委員、芝波田委員、西澤委員、山岸委員、和崎委員  
職員 寺田総務部長、北澤総務部次長、広田情報管理室長、向林情報管理室  
係長、西澤情報政策課長補佐

### 【議 事】

- 1 個人情報取扱いの現状について（資料 1）  
上記について説明を行った。

### 【報 告】

- 1 個人情報保護審査会の任務について（資料 2）  
上記について説明を行った。
- 2 マイナンバー制度について  
（内閣官房ホームページ掲載資料 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)  
上記について説明を行った。

### 【主な内容（質疑・意見）】

#### ○ 議事 1 について

- Q 開示請求に対する処理状況の不存在とは。  
A 請求された時点で情報が存在しなかったということである。
- Q 今後、個人番号が付される場合も、目的外利用が行われるのか。  
A 目的外利用については、今後確認していく。

#### ○ 報告 2 について

- Q 全項目評価書はいつ頃作成するのか。  
A 9 月頃を予定している。
- Q 国は何省が担当か。  
A 内閣府になる。
- Q 新しく設計するシステムについて評価を行うのか。  
A 行う必要がある。
- Q 既存のシステムについては検証しなくてよいのか。  
A システムに個人番号を持たず、今ある宛名番号を紐付けている場合は評価の対象にはならない。ただし、国で申請書の項目に個人番号を入れるものもあるため、

システムのにも個人番号を持たなくてはならない状況である。番号法では、社会保障において個人番号を持つシステムになる予定である。

Q 新規でなくても、個人番号をシステムに組み込むものはすべて評価の対象になるのか。

A 1,000人以上を対象とするシステムであれば評価対象となる。

Q 基準に、「使おうとする機関が適切なものか」という記載があるが、行政だけでなく他の機関も入ってくるのか。

A 入ってくることになる。細かい内容も含め評価書にどのように記載し、審査を受けるのか考える必要がある。

Q 全項目評価書がパブリックコメントの対象であれば、言葉もわかり易くする必要があり、簡単には準備できないのではないか。記載する専門用語の対応は。

A 専門用語には、評価書と別に解説をつけるというような形で工夫したい。

Q マイポータルがうまく確立すると印鑑証明をインターネットで取り寄せることが可能となるのか。

A 個人番号カードには電子証明書の機能が付与されるので、仕組みが作られれば可能となってくると思われるが、まだ先になると思われる。

以上